

玉名市医療費助成 医療費請求事務の手引き (併用レセプト方式)

ひとり親家庭等医療助成

本市の医療費助成事務におきましては、日頃から格別の配慮とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

本手引きは、医療機関の皆さまが「併用レセプト方式」による請求方法と償還払い請求方法による請求事務を行うにあたり、必要な情報やご注意いただく点をまとめております。本手引きを通じ、適正に請求事務を実施くださいますようお願い申し上げます。

なお、引き続き本市が指定する紙の請求書による請求事務を実施する医療機関におきましては、従来の手続きで請求して頂きますようお願い申し上げます。

令和 8 年 1 1 月

目 次

I 医療費助成制度の概要

- 1 ひとり親家庭等医療費助成について 3
- 2 ひとり親家庭等医療費助成の対象とならないもの等 5
- 3 医療費請求事務の概要について 5
- 4 一般的な取扱い 5
- 5 2 医療費助成以外の公費をお持ちの場合の取扱い 6
- 6 日本スポーツ振興センター・労災等の他の制度の取扱い 6

II 医療費請求事務について

- 1 Q&A 8
- 2 玉名市からのお願い 9
- 3 お問い合わせ先 10

I 医療費助成制度の概要

1 ひとり親家庭等医療費助成について

- (1) 助成対象者 玉名市内に居住しており、各健康保険に加入している人が対象となります。ただし生活保護を受けている人は対象となりません。
また、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

- ※ ひとり親家庭などの児童と、その児童を監護する父または母
- ※ 父母のいない児童

- (2) 助成内容 保険診療に係る一部負担金・調剤一部負担金の3分の2相当額を助成。

令和8年11月診療分から現物給付が開始

県内保険医療機関の窓口で新しい「受給資格者証」を提示すると医療費の自己負担分が軽減され、市役所での払戻し申請が不要になります。

・変更前（令和8年10月診療分まで）償還払い方式

これまで、ひとり親家庭等医療費助成の申請は、医療機関等の窓口で一部負担金（3割）を支払い、その領収書を市役所又は各支所の窓口申請（2割の払戻し）手続きをすることで、助成を行なっていました。

・変更後（令和8年11月診療分まで）現物給付方式

医療機関等の窓口で「玉名市ひとり親家庭等医療費受給資格証」を提示することにより、ひとり親医療費助成後の負担額のみ（**一部負担金の3分の1に相当する額**）を支払うことで受診ができます。（一部現物給付対象外の医療費があります）

※医療機関窓口で、ひとり親家庭等医療費受給者証とマイナ保険証等の提示が必要です。

※PMHに対応する熊本県内の医療機関で受診した場合、マイナンバーカード1枚での受診ができます。

● 現物給付とは

患者本人が医療機関の窓口で受給資格に沿った負担金を支払い、医療機関は併用レセプト方式により、審査支払機関に対し、本来の負担金額から患者負担分を差し引

いた金額の請求を行うこと。

● 償還払いとは

患者本人が受給資格証を忘れた場合や現物給付の対象とならない医療費等の理由で、医療機関の窓口で一部負担金を支払い、その後、払い戻しの手続きを行うこと。

● 現物給付の対象となる医療費とは

- ア 熊本県内の保険医療機関（医科・歯科）での外来診療（整骨院を除く）
- イ 熊本県内の保険薬局での調剤
- ウ 熊本県内の訪問看護

● 現物給付の対象とならない医療費とは

- ア 入院にかかる医療費
- イ 熊本県外の保険医療機関を受診したときの医療費
- ウ 健康保険適用になる治療用装具の購入費
- エ 入院、外来別での1つの保険医療機関、または、保険薬局と処方せん発行機関を合わせて、1か月分の一部負担金が21,000円以上になる医療費（高額療養費等の確認が必要となる医療費）
- オ 他の公費での一部負担金（自立支援医療・特定疾病等）を使用する場合

※ 高額療養費について

入院、外来別で1つの保険医療機関、または、保険薬局と処方せん発行機関を合わせて、1か月分の一部負担金が21,000円以上になる医療費のこと。上記に係る医療費が高額療養費の支給対象となる場合、患者本人は事前に加入保険への手続きを行い、高額療養費支給決定通知書と助成申請書を市へ提出する必要がある。

※ 治療用装具の購入費

患者本人が一旦全額負担し、加入している健康保険へ療養費の申請を行う。健康保険から療養費に係る決定通知書が届き次第、助成申請書と必要書類（健康保険の療養費決定通知書、全額負担の領収書、医療機関からの装着証明書もしくは作成指示書）を市へ提出する必要がある。

2 ひとり親家庭等医療費助成の対象とならないもの等

(1) 助成の対象外

- ア 入院時の食事代
- イ 入院時の室料差額
- ウ 薬の容器代
- エ おむつ代
- オ 健診及び予防接種等の保険診療以外の医療費
- カ 介護保険等の利用料
- キ 先発医薬品処方の場合の「特別の料金」

(2) 控除するもの

- ア 高額療養費
- イ 付加給付金
- ウ 他の法令の規定により、国または地方公共団体が負担する額

3 医療費請求事務の概要について

ひとり親家庭等医療費の請求方法

21,000 円未満で他の公費がある場合は、償還払いになります。

保険種別	医療費 /ひと月	他の公費 (※)	請求方法
社会保険 (協会けんぽ、 健康保険組合、 共済組合等)	21,000円 未満	無	現物給付 (併用レセプト)
		有	償還払い
国民健康保険 (国保組合含 む)	21,000円 以上	—	償還払い

(※) 他の公費＝自立支援医療、小児慢性特定疾病、育成医療等

(-) 公費の有無を問いません。

4 一般的な取扱い

(1) 窓口では、受給資格証の記載事項の確認をお願いします。

- ア 保険者番号・・・マイナ保険証との照合により、保険種別に相違はないか確認をお願いします。
- イ 有効期間・・・ひとり親家庭等医療は毎年11月に更新を行っています。
例 令和8年11月1日から令和9年10月31日まで
- ウ 受給資格者証を窓口で提示されない方については、一部負担金を徴収してく

ださい。本人申請による償還払いとなります。

- (2) 同一医療機関、同月内、同診療区分で、現物給付と償還払いの混在は出来ません。必ずどちらかに揃えて頂きますようお願いします。

例 10月 外来分 3,000円、調剤 19,000円（外来から発行された処方箋）でお支払いがあった。⇒このような場合は同月で21,000円を超え、合算の対象となりますので、両方窓口払い（償還払い）にしてください。

- (3) 医療費の請求方法は併用レセプト方式です。医療機関は「公費負担者番号」及び「受給者番号」をレセプトに記載することで、医療保険分と併せて、本市子ども医療費を審査支払機関に請求してください。

なお、レセコンの体制が整わない等の理由がある場合、助成申請書の提出も可能です。提出先は「玉名市 子育て支援課」、提出期限は毎月20日（土日祝日閉庁日の場合はその翌日）です。（必着）

※ 助成申請書を提出する場合、申請期間は、診療を受けた月の翌月から1年以内

5 医療費助成以外の公費をお持ちの場合の取扱い

他の公費負担医療（自立支援医療、特定疾病等）の取扱いは十分ご注意ください。他の公費負担医療と医療費助成分の併用はできません。（「ひとり親家庭等医療費」は使用できません。）一旦、一部負担金*¹を徴収し、その領収書*²を発行してください。患者本人が市へ払い戻しの手続き（償還払い）を行う必要があります。

*¹ ここで言う一部負担金とは、例えば、自立支援医療受給者証をお持ちの方の自立支援医療費の自己負担金のことです。

*² 領収書の明細として、公費：〇〇点、一般：〇〇点として記載してある方が好ましいです。

他の公費負担医療の受給資格がある受給者については、ひとり親家庭等医療費よりも他の公費負担医療を優先して使用することとなります。

6 日本スポーツ振興センター・労災等の他の制度の取扱い

- (1) 労災保険や交通事故にあったとき（第三者行為による疾病）など、他の制度で医療費の給付対象になる場合は、「子ども医療費受給者証」「ひとり親家庭等医療費受給資格証」は使用できません。後に給付対象となったことが判明した場合には、請求していた医療費助成の取下げを行ってください。

- (2) 学校、保育園、幼稚園等の管理下*¹での負傷や疾病は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の支給対象となります。原則として、医療機関で

は、「子ども医療費受給者証」「ひとり親家庭等医療費受給資格証」は使用できません。健康保険証を適用して保険診療自己負担額（総医療費の2割または3割）を領収してください。（例外的に使用可能な場合がありますので、下記の表を参照してください。また、本人が日本スポーツ振興センターへ請求するには、医療機関の場合は「医療等の状況」、保険薬局の場合は「調剤報酬明細書」への記入が必要となります。

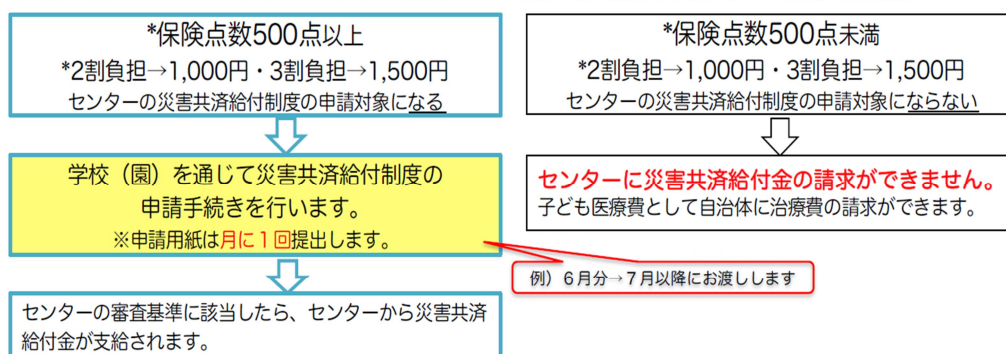
*¹ 管理下とは

各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外活動中、休み時間、幼稚園での保育中、登下校中など。

学校（園）で負傷した場合のお支払い

学校（園）での負傷のうち、**日本スポーツ振興センターから治療費が給付される場合、子ども医療費助成の対象となりませんので、自己負担額が発生します。**

治療が終了するまでの**すべての**医療費の自己負担額（保険診療分）の**合計金額**が・・・



同月に虫歯の治療などと負傷部位と一緒に治療した場合

疾病	公費対象	医療費の申請先
学校や園での外傷	×	スポーツ振興センター
上記以外	○	自治体

申請先が違うため、書類等お
手数をおかけいたしますが、
ご理解ご協力のほどよろしく
お願い致します。

*初診から治療までの療養とは

初診から完治するまでとなるため、月をまたぐ場合があります。

※ 通われている各高等学校、小中学校、保育園、幼稚園が「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度に加入しているかについてはご確認ください。

Ⅱ 医療費請求事務について

(1) 併用レセプトについて

併用レセプトの場合、医療費の流れは以下のとおりです。

- ア 患者はマイナンバーカード（マイナ保険証）等と医療費受給者証を医療機関に提示。
- イ 医療機関は、併用レセプトで医療費助成分に係る医療費と保険給付分の医療費を審査支払機関に請求。
- ウ 審査支払機関は、併用レセプトの内容審査のうえ、医療費助成分と保険給付分を市と保険者に請求。
- エ 市及び保険者は、審査支払機関から請求があった医療費助成分を支払。
- オ 審査支払機関は、医療機関へ医療費助成分と保険給付分の医療費を支払。
- ※ 医療機関において、併用レセプト方式により医療費の請求をするためには、レセプトコンピューターの対応が必要です。

(2) 併用レセプト方式による請求

ひとり親家庭等医療費受給者証には「公費負担番号」を掲載していますので、「受給者番号」と併せてご確認ください。

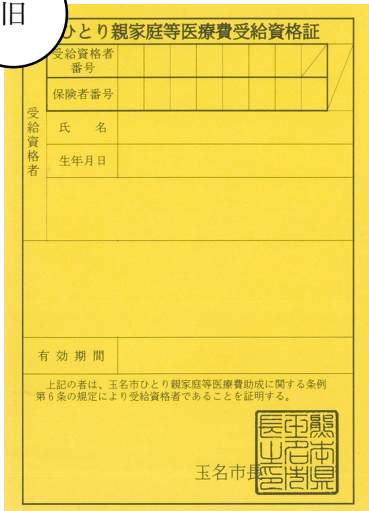
※ 令和8年11月から受給者証の変更を行っております。

住所、保険証情報は記載しておりませんのでご注意ください。

受給者証の色が黄色⇒オレンジ色に変更しています。

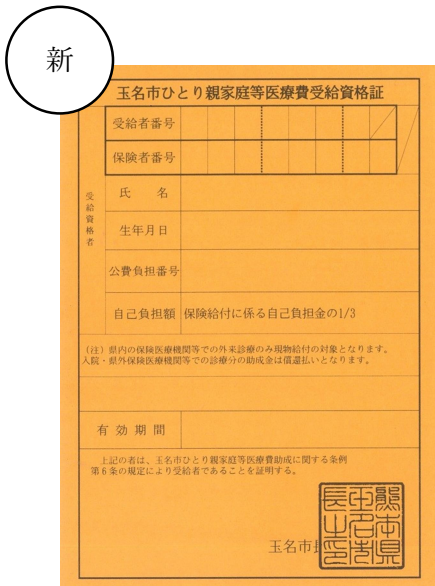
● ひとり親家庭等医療

旧



➡

新



旧受給者証（黄色）
令和8年10月まで

新受給者証（オレンジ色）
令和8年11月から

公費負担番号について

ひとり親家庭等医療費（医科・歯科・保険薬局・訪問看護 用）

8	3	4	3	0	1	8	1
---	---	---	---	---	---	---	---

1 Q&A

Q1 病院で21,000円以上の場合、保険薬局はどのように処理すればいいですか？

A1 現物給付できません。患者本人から3割の一部負担金を徴収し、市役所又は各支所の窓口にて償還払いの手続きをしていただくようご案内ください。（処方元の医療機関も同様に対応をお願いします。）また、保険薬局で21,000円以上の支払いとなった場合も同様の対応となります。

Q2 他の法令等により、国又は県、市の負担において医療費が負担されるもの（自立支援医療、特定疾病等）の取扱いはい？

A2 現物給付できません。自己負担金を徴収して、領収書を発行してください。その後、本人による償還払いの手続きが必要になりますのでご案内していただくをお願いします。

Q3 受給資格者証を提示されない場合の取扱いはい？

A3 患者本人から3割の一部負担金を徴収し、領収書を発行してください。
領収書には、患者氏名、診療総点数、一部負担金、診療年月日を記載してください。また、患者本人による市への払い戻しの手続き（償還払い）を案内してください。申請期間は診療の翌月から12ヶ月以内です。

2 玉名市からのお願い

医療費請求事務を行っていただくにあたり、特にご留意いただきたい点を以下のとおり記載しておりますので、ご一読ください。

(1) 他の公費がある場合について

他の公費（自立支援医療、小児慢性特定疾病等）との併用はできません。

一旦、公費分の自己負担金を窓口でお支払い頂き、領収証を発行してください。

※ 小児慢性特定疾病は、点数と負担額が3割（2割）になっていないことがあり、金額での判定を行わず、点数で判定を行う必要があるため。

3 お問い合わせ先

（1）医療機関の方の窓口

ひとり親家庭等医療費助成制度について

〒865 - 8501 熊本県玉名市岩崎 1 6 3

玉名市役所 子育て支援課 子育て支援係 TEL. 0968 - 75 - 1120